資料５

循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について  
[大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会報告]

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会長

平成31年１月30日に知事から諮問があった、大阪府循環型社会形成推進  
条例第12条の規定に基づく「リサイクル製品の認定」について、同日に　　　リサイクル製品認定部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領」第３（６）の規定により報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第６条第７項及び「大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領」第３（５）の規定により、リサイクル製品認定部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。